

関西電力株式会社大飯発電所原子炉施設

保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第2106045号

令和3年6月4日

原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2021年4月1日付け関原発第5号をもって、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の24第1項の規定に基づき申請された大飯発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第2号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第43条の3の24第2項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 組織改正に伴う変更

組織改正に伴い、以下に示す組織を変更することから、関連する保安規定条文である第1編第4条、第1編第5条、第2編第145条、第2編第146条等を変更する。

- ・原子力安全部門と原子力技術部門を統合
- ・原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管
- ・発電所の保修関係組織を統合

2. コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称の変更

コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称を「原子力部門CSR推進委員会」から「原子力部門コンプライアンス推進委員会」に変更することから、関連する保安規定条文である第1編第2条の2及び第2編第143条を変更する。

3. 記載の適正化

記載の適正化として、保安規定条文である第1編第34条及び第90条の表中の線種を変更する。

Ⅲ. 審査の内容

1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

(1) 組織改正等に伴う変更内容が、申請者から令和2年4月1日付けで提出された大飯発電所原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第5条第4項で準用する同法附則第4条第1項に基づく届出書（1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉）に記載された発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項の内容と整合していること。

2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

本件審査に当たっては、本申請に係る保安規定の変更が、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に規定する「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当するかどうかを確認するため、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））及び廃止措置段階の発電用原子炉施設における保安規定の審査基準（原管廃発第13112715号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））（以下、これらを総称して「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、ここで用いる項及び号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条各項及び各号を表している。

(1) 第1項第1号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）及び第3項第1号（関係法令及び保安規定の遵守のための体制）関係

第1項第1号及び第3項第1号について、保安規定審査基準は、保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること等を要求している。

規制庁は、コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称を原子力部門CSR推進委員会から原子力部門コンプライアンス推進委員会に変更していること、その他の変更はないことを確認したことから、第1項第1号及び第3項第1号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

(2) 第1項第3号（発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織）及び第3項第4号（廃止措置を行う者の職務及び組織）関係

第1項第3号及び第3項第4号について、保安規定審査基準は、本店及び工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることを要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第1項第3号及び第3項第4号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 原子力安全部門と原子力技術部門を統合する組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括（原子力技術）の保安に関する職務を原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）の職務として定めるものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更は無いこと。また、原子力技術部門統括（土木建築）の名称を原子力安全・技術部門統括（土木建築）に変更するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。
- ② 原子燃料部門が所管する原子燃料サイクルに関する品質保証業務を原子力発電部門へ移管するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。
- ③ 電気保修課と計装保修課を統合する組織改正に伴い、統合後の組織を電気保修課とし、電気保修課と計装保修課の職務を統合するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。
- ④ 原子炉保修課とタービン保修課を統合する組織改正に伴い、統合後の組織を機械保修課とし、原子炉保修課とタービン保修課の職務を統合するものであり、保安のために講ずべき措置に必要な職務内容に変更はないこと。

3. 記載の適正化

規制庁は、記載を適正化した箇所について、適正に変更されていることを確認した。